

高松土木事務所自動ドア部品交換に係る修繕業務契約に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和 7 年 5 月 1 4 日

香川県高松土木事務所長 高橋 陽一

1 公募に付する事項

- (1) 修 繕 名 高松土木事務所自動ドア部品交換
- (2) 履 行 期 限 令和 7 年 9 月 3 0 日
- (3) 工 事 実 施 場 所 高松土木事務所（高松市多肥上町 1 2 5 1 - 1）
- (4) 委託業務の内容 別紙「高松土木事務所自動ドア部品交換に係る修繕業務仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (5) 技術及び設備を有し、平成 3 1 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注した当該業務の種類及び規模を同じくする業務を元請業者として行った実績がある者
- (6) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有している者

3 応募方法

- (1) 応募意思表明書及び実績等証明書に添付書類を添えて、香川県高松土木事務所総務課に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。
（受付期間）令和7年5月14日（水）から5月23日（金）まで（土・日曜日を除く。）
（受付時間）午前8時30分～午後5時（正午から午後1時を除く。）
- (2) 現地確認が必要な場合は、上記受付期間内に電話により事前予約をした上で、来所してください。

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、予定価格の制限の範囲内で、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により予定価格の制限の範囲内で契約相手を選定の上、契約を締結します。

5 契約書作成の要否

要します。

6 電子契約の可否

否とします。

7 質問等

- (1) 修繕内容について質問等がある場合は、令和7年5月16日（金）午後5時までに下記連絡先までFAXにて連絡してください。なお、FAXを送信した場合は、FAXを送信した旨、必ず下記連絡先まで電話連絡をしてください。
- (2) 回答は、令和7年5月19日（月）午前9時から5月23日（金）午後5時まで、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp>）で公開します。

8 応募・照会先

〒761-8076 香川県高松市多肥上町1251-1

香川県高松土木事務所総務課 担当者 長谷川

TEL：087-889-8901

FAX：087-889-8943